

「後継者は誰か？」社会福祉法人の後継者問題の現在地 ～急速に高まる社会福祉法人の合併・事業譲渡と実際～

【社会福祉法人の後継者問題とは】

社会福祉法人には、一部の篤志家が私財を提供して設立したものが多くあります。現在の社会福祉法の施行から20年以上が経過し、第一線で公私のすべてを捧げて日本の福祉を牽引し続けた方たちも世代交代の時期に差し掛かっています。

社会福祉法人の経営は福祉に対する熱い想いのみが原動力ですが、残念ながら次の世代の方たちが同じような思いで事業を継承してくれるとは限りません。実の子であっても福祉に対する想いが同じとは限らず、ご自身の引退に伴って全く無関係な方々に事業を引き継ぐことになるケースも珍しくありません。

【急速に高まる社会福祉法人の合併・事業譲渡と実際】

令和2年7月に、社会福祉法人の合併や事業譲渡について、厚生労働省より180ページに及ぶ詳細なマニュアルが発出されました。この背景には福祉ニーズの複雑化、多様化や地域社会の変化に対応するために、より横断的、包括的な福祉サービスが提供できるような事業展開が求められていることがあります。実際に日本各地で社会福祉法人同士の連携・合併や事業譲渡への関心が急速に高まっており、既に合併や事業譲渡を実行した法人も多く存在しています。

しかしながら、福祉サービスを必要としている方々の日常と、それを支える職員の生活を守りながら事業を引き継ぐことには大変な困難さが伴います。これらへの影響を第一に考えたとき、もっともスムーズに事業を引き継ぐ方法は理事長をはじめとした役員交代でしょう。この方法であれば利用者の日々の生活を守りつつ、職員にも劇的な環境変化をもたらすことなく、経営権の譲渡という形で事業を継続していくことができます。

辻・本郷 税理士法人ではこのような潜在的ニーズに応えるべく、社会福祉法人を専門的に扱うチームを設け、医療や介護の専門チームと常に連携しながらコンサルティングを展開しています。

よくご相談を受けるのは、例えばこのような内容です。

【当社で対応したご相談事例】

社会福祉法人様からのご相談例

- ・近隣の他の社会福祉法人との合併を検討しているが、方法がわからない
- ・理事長の跡継ぎとしての適任者が当法人内にいないので、引き継いでくれる人を探している
- ・事業の拡大を検討しているが、採算がとれるかわからない。どの程度の自己資金があれば可能なか検討してほしい。

医療法人・株式会社・NPO法人様からのご相談例

- ・医療法人では特別養護老人ホームの経営ができないので、社会福祉法人を設立したい
- ・株式会社で認可保育所を経営しているが、認定こども園を経営したいので社会福祉法人を設立したい
- ・NPO法人で障害福祉サービス事業を営んでいるが、事業を拡大するので社会福祉法人への組織変更を検討している

後継者問題は事業所の存続にかかわります。このことは事業所内で次期リーダーの育成がなかなか進まない問題と似ています。人を育てるのは人であり、人が育つ環境を整えるのは経営者の責務です。私たちは今までも、これからも、社会福祉法人の経営者のお手伝いをさせていただきます。



本郷メディカルソリューションズ株式会社
Hongo Medical Solutions Co., Ltd



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING